

## 紙製品に係る商品類型の軽微な改定について

### 1. 趣旨

「情報用紙 Version3.0」、「印刷用紙 Version3.0」、「包装用紙 Version3.0」の認定基準制定に伴い、見直しされた古紙パルプ配合率の定義等について、紙製品に係る商品類型の軽微な改定を行う。

### 2. 改定内容

下線部を追記する。

### <3. 用語の定義>

古紙	市中回収古紙および産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。
産業古紙	原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として使用されない紙。ただし、原紙の製造工程（工場）内で発生し、再び同じ工程（工場）内で原料として使用される紙。 <u>ただし、紙製造業に属する事業を行う者（以下「紙製造事業者」という。）の工場又は事業場（以下「工場等」という。）における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合（当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者加工を行わせる場合を含む。）に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原材料として利用されるものは、古紙としては取り扱わない（平成3年12月24日通商産業省「紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について」より）。</u>
古紙パルプ	使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の断裁くずなどを難解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ
古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）×100（％）で表される。ただし、パルプは含水率10％の重量とする。 <u>なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。</u>
損紙	<u>製紙工程で生じるくず紙。損紙には、抄紙機の湿部で出るぬれた損紙と、乾燥部以後及び仕上げ工程から出る乾燥損紙とがある。これは、普通離解して再使用する（JISP0001：紙・板紙及びパルプ用語より）。濡れた損紙をウェットブロック、乾燥した損紙をドライブロック、そのまま系内で原料として使用されるものを回流損紙、一度工場内に保管され原料として使用されるものを仕込み損紙と呼ぶこともある。</u>

### 3. 改定する商品類型

No.108「衛生用紙 Version2」

No.112「文具・事務用品Version1」

No.114「紙製の包装用材Version2」

No.120「紙製の印刷物Version2」

No.123「建築製品(内装工事関係用資材)Version2」

No.128「日用品Version1」

No.130「家具Version1」

No.131「土木製品Version1」

No.140「詰め替え容器・省資源型の容器Version1」

### 4. 改定日:2009年5月1日

以上